

このほか集貨先・届先が同じでなければならない。

イ 数量による制限

(ア) 小口扱 重量1t、容積3m³をこえないこと。

(イ) 車 扱

A 重量制によるものは、1車で輸送できる数量

B 専属制によるものは、同一貨主に専属配車する自動車1車で1日に輸送できる数量

ウ 品種による制限 つぎのものは他品を混じらないこと。

(ア) 容器を用いない動物

(イ) 死 体

(ロ) 遺 骨

(ハ) 危険品、汚い品等不潔な物品、漏水その他汚水の浸潤によって他の貨物に損害をおよぼすおそれのあるもの。

(3) 運賃計算キロ程

貨物発着駅間の実キロ程により、1km未満のは数は1kmに切り上げる。

(4) 運賃計算重量

ア 貨物の重量

運賃を計算する場合の重量は原則として、貨物の実重量(1kg未満のは数は1kgに切り上げる)によるのであるが、つぎに掲げるものはその所定による。

(ア) 貨物標準数量表に重量または個数の定めのある貨物は、同表の定めるところによる。

(イ) 容積品については換算重量を設け、重量品との均衡を図っている。

A 小口扱貨物にあっては、その重量が0.03m³について7kgをこえないものは、0.03m³について7kgとする。

B 車扱貨物にあっては、その重量が1m³について300kgをこえないものは、1m³について300kgとする。

(ロ) 容器を用いない家畜および死体

A 馬および牛 1頭につき2t

B ら馬、ろ馬、子牛、豚、めん羊、やぎ 3頭までごとに2t

C 死体 1体について3tとし、2体以上を積載する場合は、1体を増すごとに1体につき1tを加算する。

イ 運賃計算キロ数およびトン数

(ア) 小 口 扱

30kgから200kgまでのものは10kgまでごとの計算とし、200kgをこえるものは20kgまでごとの計算とし、30kg未満のものは5kgまでごとの計算とし、その最低を10kgとする。

(イ) 車 扱

トン単位であって、1t未満のは数は1tに切り上げ、専属制によるものを除いて貨物の重量により計算し、その最低は3tである。専属制によるものは使用自動車の標記トン数による。

(5) 賃 率

ア 小 口 扱

民間自動車の賃率は、3km以内の集配作業に対する実費を含みいわゆる集配付賃率で、しかも最高・最低賃率の2本建であるが、国鉄自動車では、一部路線(札幌線外12線)を除くほかは、駅託・駅留扱で集配を行なわないため、民間自動車に認可されている賃率から集配料に相当する額(50kgまで集貨・配達各別に20円、50kg以上10kgまでを増すごとに各4円の割合)を控除し、さらに民間自動車のように最高・最低賃率の2本建の賃率を設定するわけにはいかないので、最高賃率を公示し、最低賃率は運賃割引の場合に参しゃくしている。札幌線外12線の集配付路線の運賃は、民間自動車に認可されている運

賃と同一なものを実施しているが、公示賃率については駅託・駅留の場合と同様である。

イ 車 扱

民間自動車に認可されている賃率は、積卸料に相当する額を含み、荷主が積卸作業を負担した場合は、相当額を控除する方式を採用している。国鉄自動車では、積卸作業が要員事情および技術的能力等の点から実行が困難なので荷主負担としているために一応公示賃率は積卸料相当額(重量制の場合は運賃計算重量1tにつき積込15円取卸10円計25円、専属制の場合は標記トン数1tにつき積込35円取卸25円計60円)を控除して設定し、しかも重量制は民間自動車の賃率が小口扱と同様最高・最低賃率の2本建であるので、最高賃率を公示し、最低賃率については運賃割引の場合に参しゃくしている。

賃率はいずれも自動車貨物運送規則別表自動車小口扱貨物賃率表、自動車重量制貨物賃率表、自動車専属制貨物賃率表にそれぞれ掲げてある。

(6) 自動車貨物運賃の割増

自動車運賃の決定については、運送原価主義を採用しているので、運送コストの高いものに対しては運賃割増をすることになっている。そのおもなものは品目に対する割増すなわちかつ大品割増(2割増)、易損品割増(2割増)、危険品割増(2割ないし10割増)、貴重品割増(4割増)、特種品割増(2割ないし5割増)、汚い品割増(4割増)等また作業の難易、道路、天候状態等による割増すなわち坂路または悪路割増、深夜早朝作業割増(3割増)、悪天候時作業割増、寒冷地帯割増等があるが、いずれも民間自動車と同様である。

(7) 自動車貨物運賃の割引

運賃の割引は公益的・社会政策的なもの、営業政策的なもの等がある。そのおもなものは、災害り災者救済つ用寄贈品等の割引(5割減ないし無賃)、民間自動車との運賃調整上の割引(小口扱1割引、車扱重量制1割ないし2割引)のほか、小口扱貨物については、生活必需品、食料品、農産品、荷造用品等の品目割引(2割引)がある。

(8) は数処理

1口ごとに計算した金額の最後に生じた10円未満のは数は、10円単位に切り上げる。

(9) 貨物自動車の最低運賃

小口扱貨物1口の運賃の最低は40円であるが、車扱貨物については最低運賃の定めがなく、運賃計算重量でその最低を3tとしている。

2 鉄道自動車連絡運賃

鉄道連絡運賃については、前述のように鉄道貨物賃率を適用し、民間自動車運賃との均衡は運賃計算キロ程により調節している。

(1) 扱 種 別

鉄道と同様宅扱、小口扱、および車扱の3種であって、宅扱および小口扱の取扱制限は鉄道と同様である。

(2) 1口の制限

だいたい鉄道の場合と同様であるが、車扱の場合で自動車線発となる場合は、15tの貨車1車に積載できる数量とし、長さ8mをこえるものは25tの貨車1車に積載できる数量でなければならない。

しかし国鉄においてとくに承認したものは、自動車1車に積載できる数量である。

(3) 運賃計算キロ程

ア 宅扱および小口扱